

○山鹿植木広域行政事務組合公共工事中間前金払取扱要綱

平成 30 年 4 月 1 日

告示第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山鹿植木広域行政事務組合が発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、測量、調査及び監理並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下「工事」という。）において当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について既に支払った前払金に追加して行う前払金（以下「中間前払金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 中間前払金の対象となる工事は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、受注者が中間前払金に係る前払金（以下「中間前払金」という。）の請求前に、請負代金額の全部又は一部について代理受領又は債権譲渡の承諾をしているときは、当該工事は、中間前払金の対象としないものとする。

- (1) その 1 件の請負代金額が 1 3 0 万円を超え、かつ、工期が 9 0 日以上のもの
- (2) 既に山鹿植木広域行政事務組合公共工事請負契約約款（平成 1 8 年告示第 1 号。以下「約款」という。）第 3 4 条第 1 項に規定する前払金を支出していること。
- (3) 中間前払金に関し、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた保証事業会社の保証が行われていること。
- (4) 工期（債務負担行為に係る契約で、別に定める債務負担行為・継続費に係る契約の特約条項の適用を受けるもの（以下「債務負担契約」という。）にあっては、当該会計年度の工事実施期間。以下同じ。）の 2 分の 1 を経過していること。
- (5) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (6) 既に行われた当該工事（債務負担契約にあっては、既に行われた当該会計年度における工事）に係る作業に要する経費（以下「進捗額」という。）が請負代金額（債務負担契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額。以下同じ。）の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(対象経費の範囲)

第 3 条 中間前払金の対象となる経費の範囲は、工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(割合)

第 4 条 中間前払金の割合は、請負代金額の 1 0 分の 2 以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の 1 0 分の 6 を超えてはならないものとする。

(部分払との併用)

第 5 条 中間前払金は、約款第 3 7 条に規定する部分払と併用できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、部分払金の支払を受けた後は、中間前払金の支払の請求はできないものとする。ただし、債務負担契約について、支払限度額の範囲内で年度末に部分払金の支払を受ける場合及び出来高超過額について翌会計年度に支払を受ける場合は、この限りでない。

(認定方法)

第6条 受注者は、約款第34条第4項の規定による中間前金払に係る認定を受けようとするときは、認定請求書(様式第1号)及び工事履行報告書(様式第2号)(以下「認定資料」という。)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、受注者から認定資料の提出があったときは、当該認定資料に基づき調査し、認定すべきものと認めるときは、認定調書(様式第3号)を受注者に交付するものとする。この場合において、認定資料の数値等に疑義があるときは、必要な資料の提出を受注者に求めることができるものとする。

3 前項の調査に係る進捗額の算定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 工事現場に搬入された検査済の工事材料又は製造工場等にある検査済の工場製品があるときは、約款第37条第1項の規定に準じて、その額を当該工事の出来高に加算することができること。

(2) 変更指示書による新規工種等の指示が行われている工事で変更契約が行われていないものについては、当該新規工種等に係る出来高は、当該中間前金払の認定に係る進捗額に含めないこと。

4 第2項の規定による調査は、監督員が行う。

(認定及び支払の期間に係る取扱い)

第7条 前条第2項の規定による中間前金払の認定は、認定資料の提出があった日から7日以内に行うものとする。ただし、受注者において特別な事情がある場合は、この限りでない。

(保証証書の取扱い)

第8条 管理者は、受注者から中間前金払に係る保証証書の寄託を受けたときは、当該保証証書を適切な方法で保管するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

(あて先)管理者

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

認 定 請 求 書

次の工事について、中間前金払に係る認定を請求します。

工事番号	
工事名	
工事場所	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
請負代金額	

様式第 2 号(第 6 条関係)

工 事 履 行 報 告 書

年 月 日

(あて先)管理者

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

次の工事について、工事履行状況を報告します。

工事番号	
工事名	
工事場所	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
請負代金額	金 円

進捗状況 月別	予定工程(%)	実施工程(%) ()は予定工程との差	備考
年 月		()	
年 月		()	
年 月		()	
年 月		()	
年 月		()	
年 月		()	
年 月		()	
年 月		()	
年 月		()	
年 月		()	

様式第 3 号(第 6 条関係)

年 月 日

(受注者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

様

管理者

認 定 調 書

次の工事について、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

工事番号	
工事名	
工事場所	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
請負代金額	
摘要	